

素案	取りまとめ改正案 ver. 1	取りまとめ改正案 ver. 2 (知見反映)	各党派・無所属 (松石委員) の意見
<p>(前文)</p> <p>奈良市議会が目指す「市民と共に歩む開かれた議会づくり」は、市民と議員における揺るぎない相互の信頼関係という基盤の上に成り立つものである。そのためには、政治倫理に関する規律をさらに高め、議員は市民の代表であるという自覚と良識をもち、自らの明確な政治倫理規準に基づき公明正大な市政の推進に努めるとともに、誇りと使命感をもって市政を担いつつ、常に説明責任を果たしていくことが必要である。ここに、市民と議員との信頼関係の確立に向け、この条例を制定する。</p> <p style="text-align: center;">【知見】 前文・第1条については、問題はない。</p>			
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、奈良市議会議員(以下「議員」という)が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚をもち、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>【注釈】 原案をベースに各党派等の意見を踏まえて一部を補正、修正した。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、奈良市議会議員(以下「議員」という。)が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、<u>自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚をもち、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、奈良市議会議員(以下「議員」という。)が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚をもち、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">【知見】 第2条1項については、問題はない。</p>	<p>【公明党】前文との整合性を図り、「目的」にふさわしい肯定的な表現とするため、条例案の「<u>自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を</u>」の箇所を、「<u>議員活動を行う際に遵守すべき政治倫理に関する基本となる事項について</u>」という文章に変更。</p> <p>【共産党】現行条例のままで良い。</p> <p>第1条 この条例は、奈良市議会議員 (以下「議員」という。) の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>【政翔会】○前文について「二度と不祥事を生じない体質への変革が必要であり」を削除すべき</p> <p>○(案)第1条について、自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、を削除すべき</p> <p>【民主党】原案賛成</p> <p>【政友会】原案賛成</p> <p>【無所属】「<u>市民全体の奉仕者として</u>」→「<u>全体</u>」の文言不要ではないか</p> <p>もって ① 公正で開かれた市政の発展に寄与する→公平の文言を入れることはできないか (①に)</p>
<p>(議員の責務)</p> <p>第2条 議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し、自ら進んでその高潔性を実証するとともに常に市民全体の利益を擁護し、公共の利益を損なうようなことがあってはならない。</p> <p>【注釈】 市長側条例と整合性をとった。市民の責務は削除せずに簡易な文面にて議員の責務と統合した)</p> <p style="text-align: center;">【知見】 市民に対し「…働きかけを行ってはいけない。」として、市民に対しても義務を課しているようにも見える。議員の倫理基準を定める条例とは質が異なる条項になっている。この点、政治腐敗の責任は議員にあるとしても、就職の世話や公共工事の受注のあっせんなど、住民や業者がその原因を招いている面もある。したがって、訓示的な規定として2項を定める意義はある。もっとも、政治倫理条例は議員の政治倫理を確立するためのものであるから、適用対象は議員に限られ、政治腐敗の防止を市民に対してのみ呼びかけるのは妥当ではない。そこで、第2項と合わせて(追加した第2・3項)規定を設けることも有益である。</p>	<p>(議員及び市民の責務)</p> <p>第2条 議員は、市民の代表者として市政に携わる権能と責務を深く自覚して自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民に対し、常に政治倫理に関する高潔性を示すことができるよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、主権者として自らも市政を担い、<u>公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚をもち、議員に対して、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはいけない。</u></p>	<p>(議員及び市民の責務)</p> <p>第2条 議員は、市民の代表者として市政に携わる権能と責務を深く自覚して自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民に対し、常に政治倫理に関する高潔性を示すことができるよう努めなければならない。</p> <p>2 議員は、公正な職務を妨げるいかなる不当な働きかけにも屈してはならない。</p> <p>3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑が持たれたときは、自ら率先して誠実かつ真摯に、真実を明らかにして説明責任を果たさなければならない。</p> <p>4 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚をもち、議員に対して、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはいけない。</p>	<p>【公明党】「議員の責務」の項目は、より具体的な条項を盛り込むべきであると考え、他市の条例を参考にして、以下のような条文としました。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第2条 議員は、市政に関わる権能と責務を深く自覚し、自ら研鑽を積み、資質を高めてその品位保持に努めるとともに、次条に規定する政治倫理基準を遵守して政治活動を行わなければならない。</p> <p>2 議員は公正な職務を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。</p> <p>3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑が持たれたときは、自ら率先して誠実かつ真摯に、真実を明らかにして説明責任を果たさなければならない。</p> <p>【共産党】正副委員長案で良い。</p> <p>【政翔会】</p> <p>【民主党】原案賛成</p> <p>【政友会】原案賛成</p> <p>【無所属】①市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し、→応え</p> <p>②公共の利益を損なうようなことがあってはならない。→一部への不公平な利益誘導を行って</p>

素案	取りまとめ改正案 ver. 1	取りまとめ改正案 ver. 2 (知見反映)	各党派・無所属 (松石委員) の意見
<p>(市民の責務) 第3条 市民は、自らも主権者として市政を担い、公共の利益を実現する責務を負うものであるとの自覚をもち、議員に対し、次に掲げる働きかけを行ってはならない。</p> <p>(1) 前条第1項第3号に規定する工事等の指名または選定の依頼</p> <p>(2) 市職員の採用に關しての推薦または紹介の依頼</p> <p>(3) 道義的批判を受けるおそれのある寄付行為</p> <p>(4) 飲食の供与等社会通念上疑惑をもたれるおそれのある行為</p> <p>(5) その他、その地位による影響力を不正に行史させるような働きかけ</p>	<p>全文削除 (第2条と統合するため)</p> <p>【知見】 第1項の(1)～(6)及び第2項については、問題はない。</p>		<p>【公明党】「市民の責務」は、議会議員政治倫理条例において必要性がないと考えますので、削除しました。</p> <p>【共産党】市民の責務については条例に盛り込む必要はないと考え、第3条については全体を削除する。</p> <p>【政翔会】(案)第3条と第4条を入れ替えるべき</p> <p>【民主党】(1)前条第1項第3号に規定する工事等の・・・は、第4条第1項第3号を示すものであり、第3条と第4条を入れ替えること。</p> <p>(5) 行史→行使</p> <p>【政友会】削除すべき</p> <p>【無所属】不正に行史させるような働きかけ→不正に行史するような働きかけ</p>
<p>(政治倫理基準) 第4条 議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 議員は、市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に關し不正の疑惑をもたれるような恐れのある行為をしてはならない。</p> <p>(2) 議員は、刑法上の規定による贈収賄罪に該当するか否かを問わず、その職務の公正を疑わせるような金品等の授受の行為をしてはならない。</p> <p>(3) 議員は、市、及び市の出資法人(市が資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人、及び市と密接な関係にあると認められる法人をいう。以下同じ。)が關係する公共工事、業務委託、物品納入及び使用資材の購入(以下「工事等」という)並びにこれらの下請けに關して特定の個人、企業、団体等の推薦又は紹介をするなど有利な取り計らいをしてはならない。</p> <p>(4) 議員は、市が行う許認可等の処分や指定管理者の指定に關して特定の個人、企業、団体等の推薦又は紹介をするなど有利な取り計らいをしてはならない。</p> <p>(5) 議員は、公正な人事を図るため、市職員(臨時職員を含む)の採用、並びに市職員の昇格、異動の人事に關して推薦、紹介等の関与をしてはならない。</p> <p>(6) 政治活動に關して法人その他の団体(政党その他の政治団体を除く。)から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けさせてはならない。</p>	<p>(政治倫理規準) 第3条 議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 市民の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に關し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(2) 市民全体の奉仕者として行動するものとし、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。</p> <p>(3) 市(市の出資法人(市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準じるものを出資している公益財団法人、一般財団法人及び株式会社をいう。以下同じ。))を含む。次条第1項において同じ。)が締結する工事、製造その他の請負契約(下請負を含む。)、一般物品納入契約及び業務委託契約(以下「請負契約等」という。)並びに地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定に關して特定の業者を紹介し、若しくは推薦し、又は妨害し、若しくは排除する等の働きかけをしないこと。</p> <p>(4) 市職員の採用、昇任又は人事異動に關して推薦又は紹介をしないこと。</p> <p>(5) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行史するよう働きかけないこと。</p> <p>(6) 政治活動に關して法人その他の団体から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、その資金管理団体についても、同様とすること。</p>	<p>(政治倫理規準) 第3条 議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 市民の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に關し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(2) 市民全体の奉仕者として行動するものとし、その地位を利用して職務の公正を疑われるようないかなる金品も金品を授受しないこと。</p> <p>(3) 市(市の出資法人(市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準じるものを出資している公益財団法人、一般財団法人及び株式会社をいう。以下同じ。))を含む。次条第1項において同じ。)が締結する工事、製造その他の請負契約(下請負を含む。)、一般物品納入契約及び業務委託契約(以下「請負契約等」という。)並びに地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定に關して特定の業者を紹介し、若しくは推薦し、又は妨害し、若しくは排除する等の働きかけをしないこと。</p> <p>(4) 市職員の採用、昇任又は人事異動に關して推薦又は紹介をしないこと。</p> <p>(5) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行史するよう働きかけないこと。</p> <p>(6) 政治活動に關して法人その他の団体から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、その資金管理団体についても、同様とすること。</p>	<p>【公明党】◎条例案をもとにし、より具体的な倫理基準を表現するべきであると考え、先進事例に習い、条文を変更致しました。尚、条例案第1項は、は以下のように公明党案に含まれると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例案第4条1項1号⇒公明党案第2条1項と第4条1項 ・条例案第4条1項2号⇒公明党案第4条2項 ・条例案第4条1項3号⇒公明党案第4条1項1号 ・条例案第4条1項4号⇒公明党案第4条1項4号 ・条例案第4条1項5号⇒公明党案第4条1項3号 ・条例案第4条1項6号⇒公明党案第4条4項 ・条例案第4条1項7号⇒公明党案第4条3項 ・条例案第4条1項8号⇒公明党案第4条3項 <p>◎条例案第1項9号につきましては、必要性がないと考えますので、削除しております。</p> <p>(政治倫理基準の遵守) 第3条 議員は、市長その他の執行機関及びその補助機関並びに關係団体(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する市の指定管理者及び市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人をいう。以下同じ。)及びその役職員(以下「職員等」という。))に対し、その地位を利用することにより、次に掲げる行為によって、公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるような働きかけをしてはならない。</p> <p>(1) 公共工事その他請負等のあっせん</p> <p>(2) 公共施設の入居等の契約に關しての推薦</p> <p>(3) 執行機関の補助機関及び關係団体の役職員の採用、異動、昇任その他の人事への関与</p> <p>(4) 許認可及び補助金その他の給付の決定への関与</p> <p>(5) 前4号に掲げるもののほか、職員等の公正な職務の執行を妨げる行為</p> <p>(6) 議員は、その地位を利用して、市職員に対する物品等の販売その他市職員との各種契約を行ってはいけない。</p> <p>2 議員はその地位を利用して、いかなる金品も受領してはならない</p> <p>3 議員は、その地位を利用して、特定の個人又は団体に対して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。</p> <p>4 議員は、政治的又は道義的批判をうけるおそれのある政治活動に關する寄附(議員の後援団体に対するものを含む。)を受けてはならない。</p> <p>5 議員は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)その他の選挙に關する法令に定める寄附、飲食の供与等その他の不正の疑惑を持たれる行為をしてはならない。</p> <p>6 議員は、政治倫理に違反する事実があるとの疑惑がもたれた場合は、第 条に定める政治倫理審査会に出席し、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その職責を明らかにしなければならない。</p>

素案	取りまとめ改正案 ver. 1	取りまとめ改正案 ver. 2 (知見反映)	各党派・無所属 (松石委員) の意見
<p>(7) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけはならない。</p> <p>(8) 議員は、その地位を利用して、市職員に対する物品等の販売その他市職員との各種契約の締結を行ってはならない。</p> <p>(9) 議員は、市の出資法人又は市が補助金等を交付する団体等の役員に就任してはならない。</p> <p>2 議員は、政治倫理に違反する事実があるとの疑惑がもたれた場合は、第7条に定める政治倫理審査会に出席し、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その職責を明らかにしなければならない。</p>	<p>(7) その地位を利用して、市職員に対する物品等の販売その他市職員との各種契約の締結を行わないこと。</p> <p>(8) 議員は、市の出資法人又は市が補助金等を交付する団体等の役員に就任してはならない。</p> <p>2 議員は、前項に規定する政治倫理規準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。</p>	<p>(7) その地位を利用して、市職員に対する物品等の販売その他市職員との各種契約の締結を行わないこと。</p> <p>【知見】 (7)の条項は維持されるべきである。(7)は、正当な政治活動の一環としての政党機関紙誌の販売活動は禁止するものではなく、議員の政治活動の自由を侵害することはない。議員には、自身の振る舞いが市民から「正当な政治活動」として見られているか、常に自問自答し、あるべき政治活動を模索することが求められている。その道しるべとして、(7)の存在意義は大きいと言わざるを得ない。正当な方法・時間・場所等で政党機関紙誌の販売がなされている限り、倫理違反として取り上げられることはない。</p> <p>【解説】 知見より「なお、議員が正当な政治活動として行う機関紙誌その他書籍等の販売を妨げるものではない。」とのなお書き追加も考えられると意見が出された。但し、これは例外規定や除外規定を定めるものではなく規制範囲を確認する意味を持つに過ぎないとのことであるため記述しなかった。</p> <p>(8) 議員は、市の出資法人又は市が補助金等を交付する団体(住民自治組織を除く)等の役員に就任しないよう努めなければならない。</p> <p>【知見】 議員が団体の役員に就任することで、市民から公正さを欠くと見られるところも否定出来ないため、規制を維持することが相当といえる。もっとも、団体の実態も様々であるから、形式的な基準として、補助金の金額の上限規制を設けて、対処すべきある。市民から見ると公正さを欠くと考えられる金額を超えない補助金を受けている団体であれば、就任を認めても政治倫理上問題はないといえる。</p> <p>2 議員は、前項に規定する政治倫理規準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。</p>	<p>各党派・無所属 (松石委員) の意見</p> <p>【共産党】 (1) について、あえて言えば根本的な問題で当然の内容。明記する必要があるのか。削除しても良いのではと思える。(第1条、第2条でもカバーできるのではないかと)、ただし、絶対削除ということではない。</p> <p>(2) 正副委員長案で良い。</p> <p>(3) (4) それぞれ必要と思うが、ひとつにまとめてもいいのでは。</p> <p>(5) (6) (7) 正副委員長案で良い。</p> <p>(8) 議員は、その地位を利用して、市職員に対する物品等の販売その他市職員との各種契約の締結を行ってはならない。(ただし政党の機関紙誌に係わるものをのぞく)</p> <p>太字下線部分を挿入</p> <p>(9) は必要ないので削除する。</p> <p>【政翔会】 (案) 第3条と第4条を入れ替えるべき</p> <p>(9) については削除すべき</p> <p>【民主党】 第3条と入れ替えること。</p> <p>【政友会】 (9) は削除すべき</p> <p>【無所属】 (5) 検討が必要→紹介について</p> <p>(6) ?</p> <p>(9) 不要かも知れない</p>
<p>【注釈】 市条例との均衡上、「基準」を「規準」に改める。各党派等の意見を踏まえ、第3号及び第4号については市条例の規定との均衡を図りつつ統合して第3号とする。</p> <p>素案第8号については ver. 1 では存続させ、専門的知見の活用によるアドバイスに期待することとした。</p> <p>素案第9号については、実態として団体の役員というものは多種多様であり、この規定により就任しないように強制までして守るべき「法益」なのかという問題がある。また、補助金等の交付が問題であるならば、市側の補助金等交付事務手続の公正性が確保されればよい。よって ver. 1 としては条文として削除することとしたが、何らかの規制の可能性について専門的知見の活用によるアドバイスを仰ぐこととする。</p> <p>なお、一部の市では、社会福祉法人や学校法人については、議員がその役員に就任することを自粛するよう定めているところもあるので、取り入れても良いのではないかとと思われるが、ver. 1 では見送った。</p> <p>その他表現上の技術的整備を行った。</p>			<p>【解説】 住民自治組織を除外し、努力義務とした。</p> <p>【解説】 知見では金額で線引きをするという意見が出されたが、庁内調査をかけたところ金額が変動することや範囲があまりにも膨大となるため明記できなかった。</p>

素案	取りまとめ改正案 ver. 1	取りまとめ改正案 ver. 2 (知見反映)	各党派・無所属 (松石委員) の意見
<p>(市の工事等の契約に関する遵守事項)</p> <p>第5条 議員の配偶者並びに3親等以内の親族または同居の親族、議員が役員をしている企業、議員が実質的に経営に携わっている企業は、第4条第1項第3号に規定する工事等の直接契約について辞退しなければならない。</p> <p>【注釈】 市条例の規定との均衡上、所要の条文整備を行った。(指定管理者も加えた) ここでは「営業の自由」の制約についての実際上の問題が生じるが、政治倫理の確立という「公益」の確保のための一つ的手段として市条例との整合性も勘案し、公共の福祉の観点から努力義務としてであれば2親等まで認められるものと考えた。ただし、努力義務違反をどこまで追求するかの問題や、努力義務が実質的な規制となる可能性もあるので、専門的知見の活用によるアドバイスに期待することとしたい。なお、タイミングによっては府中市事件の最高裁判決も取り入れることとしたい。</p> <p>2 議員は、前項の規定により関係企業が契約を辞退するときは、市民に疑惑をもたれないように責任をもって関係企業の辞退届を提出するものとする。</p> <p>3 前項の辞退届は、議員の任期開始の日から30日以内に市議会議長(以下「議長」という)に提出するものとする。</p> <p>4 議長は、前項の規定により提出された辞退届の写しを市長に送付しなければならない。</p> <p>5 市長は、議員の辞退届の提出状況を公表するものとする。</p>	<p>(請負契約等の契約に関する遵守事項)</p> <p>第4条 議員は、<u>法第92条の2の規定の趣旨を尊重し</u>、議員、その配偶者若しくは2親等以内の親族が役員をしている企業又は議員が実質的に経営に参与している企業に対し、市に対する請負契約等及び指定管理者の指定の申入れを辞退させるよう努めなければならない。</p> <p>【知見】 二親等規制は相当である。 ・「<u>実質的に経営に参与</u>」の基準を定めるべきである。 ・第4条の規定が当該議員に求めることは、<u>関連会社に辞退を勧めることと市民の調査請求に対して説明責任を果たしていくことであるため、これは本来議員に求められる活動の一環を確認しているに過ぎないのである。したがって、第4条の規定は、議員の政治活動の自由を侵害するものではない。</u> ・<u>関連会社の営業の自由を侵害するものではない。</u> ・<u>奈良の歴史的事実、関連会社と奈良市との契約関係が存在している現状、他の地方自治体の動き等の立法事実からすれば、議員に努力義務を課し、その違反は市民による統制に委ねる規定をおくことは、相当である。</u></p> <p>2 議員は、前項の規定により関係企業が契約を辞退するときは、市民に疑惑をもたれないように責任をもって関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。</p> <p>【解説】 知見で「会社」とされていた部分は、全体の整合性のため用語を統一して「企業」と表記した。</p> <p>3 前項の辞退届は、議員の任期開始の日から30日以内(任期開始の日後に第1項に規定する事実が発生した場合にあっては、当該事実が発生した日から30日以内)を<u>目途として</u>議長に提出するものとする。</p> <p>4 議長は、前項の規定により提出された辞退届の写しを市長に送付しなければならない。</p> <p>5 市長は、議員の辞退届の提出状況を公表するものとする。</p>	<p>(請負契約等の契約に関する遵守事項)</p> <p>第4条 議員は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、議員、その配偶者若しくは2親等以内の親族が役員をしている企業又は議員が実質的に経営に参与している企業<u>で次の各号のいずれかに該当するもの</u>に対し、市に対する請負契約等及び指定管理者の指定の申入れを辞退させるよう努めなければならない。</p> <p>(1) 議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業</p> <p>(2) 議員が年額100万円以上の報酬、顧問料その他これらに準ずるものを収受している企業</p> <p>(3) 議員がその経営方針又は主要な取引に参与している企業</p> <p>【解説】 知見から出された意見により、「実質的に参与している企業」について3点定義した。但し、(2)については「市長等の条例」と整合性をとり100万円とした。</p> <p>2 議員は、前項の規定により関係企業が契約を辞退するときは、市民に疑惑をもたれないように責任をもって関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。</p> <p>3 議員は、前2項に規定する関係企業があるときは、その企業の名称、所在地及び代表者並びに当該企業におけるその役職又は親族関係等の関連を記載した関連企業報告書を、任期開始の日から30日以内(任期開始の日後に本条に規定する事実が発生した場合にあっては、当該事実が発生した日から30日以内)に作成し、議長に提出しなければならない。</p> <p>→ 4 前項第2項の辞退届は、議員の任期開始の日から30日以内(任期開始の日後に第1項に規定する事実が発生した場合にあっては、当該事実が発生した日から30日以内)を<u>目途として</u>議長に提出するものとする。</p> <p>→ 5 議長は、前項の規定により提出された辞退届の写しを市長に送付しなければならない。</p> <p>→ 6 市長は、議員の辞退届の提出状況を公表するものとする。</p>	<p>各党派・無所属 (松石委員) の意見</p> <p>【公明党】 ◎公明党案の第1項は、市側条例案を踏襲しております。ただし、地方自治法の引用は、議員が該当する第92条としております。また文末を、規範規定から努力規定へと変更しております。</p> <p>◎第2項は、基本的には条例案第2項と同じですが、文末を努力規定に変更しております。</p> <p>◎第3項は、条例案第3項と同じ内容の条文としております。</p> <p>◎条例案の第4項及び第5項につきましては、市長と議員は対等の立場であり、市長は議員の監督責任を負うことはない、との考えから削除しております。代わりに、公明党案第4項は、議長の公表権限を明記しております。</p> <p>(市の工事等の契約に関する遵守事項)</p> <p>第4条 議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重して、議員の配偶者並びに2親等以内の親族または同居の家族、議員が役員をしている企業、議員が実質的に経営に携わっている企業に対し、市の請負契約(下請負を含む。)、一般物品納入契約、業務委託契約(以下「請負契約等」という。)及び指定管理者の指定の申し入れを辞退させるよう努めなければならない。</p> <p>2 議員は、前項に規定する関係企業が契約を辞退するときは、市民に疑惑をもたれないように責任をもって関連企業の辞退届を、議長に提出するよう努めなければならない。</p> <p>3 辞退届は、任用開始の日から30日以内を目途に提出するものとする。</p> <p>4 議長は、辞退届の提出状況を公表するものとする。</p> <p>【共産党】 市の方針との整合性をはかる。</p> <p>【政翔会】 第5条案に関連して、広島県府中市議会政治倫理条例に関わる損害賠償請求事件の控訴審判決(昨年10月広島高裁)において「2親等以内の親族が経営する企業は市が発注する工事の契約を辞退しなければならない」という政治倫理条例条文が「憲法上保障された経済活動の自由及び議員活動の自由を制限できる合理性や必要性が認められず、無効」という司法判断が出された。現在、最高裁に上告中であり、現段階では、当該条文について議論を進めるべきではないと考える。慎重に審議すべきであり、議論の対象から外すべきではないか。</p> <p>【民主党】 議員の配偶者並びに3親等以内の親族または同居の親族、議員が役員をしている企業、議員が実質的に経営に携わっている企業は、<u>第4条第1項第3号に規定する工事等の直接契約について</u>辞退しなければならない。→第3条1項第3号とする。</p> <p>【政友会】 3親等内の親族については、現在検討されている奈良市政治倫理条例との整合性を参考にして議会として態度を決めるべき</p> <p>【無所属】 企業等に在籍する議員の扱いをどうするか</p> <p>【知見】 第5項では、市長は「辞退届の提出状況」を公表するだけであるから、二親等企業がそもそも辞退をしていないという状況が市民に理解出来ない可能性もある。 そこで、市民への情報公開として、議員の二親等内の親族が経営する企業の名称・代表者名・本店所在地等の届け出を行う規定を創設すべきと考える。企業の種類については、「民法所定の請負」に限らず、奈良市との間で、一定期間にわたって継続的な取引関係にたつものが想定される(地方自治法92条の2の「請負」の解釈と同義である。) 届け出に従い関連企業の名簿を作成し、対象となる企業の請負辞退の有無についても市民に対し公表される制度を設けるべきである。届け出と名簿の公表は、二親等企業の請負禁止を実効化する前提となるため、議員に対して過度な制限を課すものとはならない。</p>

素案	取りまとめ改正案 ver. 1	取りまとめ改正案 ver. 2 (知見反映)	各党派・無所属 (松石委員) の意見
<p>(宣誓書の提出) 第6条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から30日以内に、別に定める宣誓書を議長に提出しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項の宣誓書を提出しない議員があるときは、その氏名を速やかに公表しなければならない。</p> <p>【注釈】 (内容は変更なし) 各党派等の意見においては「削除」という意見もあったが他市にも例があるため ver1 では残存させ、専門的知見の活用による意見を期待することとした。</p>	<p>(宣誓書の提出) 第5条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から30日以内に、別に定める宣誓書を議長に提出しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項の宣誓書を提出しない議員があるときは、その氏名を速やかに公表しなければならない。</p>	<p>(宣誓書の提出) 【知見】 規定自体に問題はない。市民に対して公正さを約束するという観点からは宣誓を行う意義は大きい。</p> <p>第5条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から30日以内に、別に定める宣誓書を議長に提出しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項の宣誓書を提出しない議員があるときは、その氏名を速やかに公表しなければならない。</p>	<p>各党派・無所属 (松石委員) の意見</p> <p>【公明党】「宣誓書の提出」という条項につきましては調査の結果、2つのタイプがあり、比較検討する意味で、公明党案としては、条例案とは異なるもう一つのタイプの条文を、提示しております。条例案に比べると公明党案は、強制力を少し和らげた条文となっております。</p> <p>(宣誓書の提出) 第5条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、別に定める宣誓書を議長に提出しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項により規定された宣誓書を保管しなければならない。</p> <p>【共産党】条例の遵守は当然のことと考える。特に本条例は議会自らが策定する条例という点を考えても、あえて宣誓書の提出があるのか疑問。したがって第6条については全体を削除する。</p> <p>【政翔会】 【民主党】原案賛成 【政友会】原案賛成 【無所属】<u>宣誓書を提出しない議員</u>→宣言書を提出した議員</p>
<p>(市民の調査請求権) 第7条 市民は、議員が第2条及び第4条の規定に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する書面を添え、議員3名以上の紹介、又は地方自治法第18条に定める選挙権を有する者の100人以上の連署とともに、文書で議長に調査を請求できる。</p> <p>2 議長は、前項の規定による請求を受けたときは、10日以内にその書面の写しを添えて奈良市政治倫理審査会条例(平成〇年奈良市条例第〇条)に基づき設置する奈良市政治倫理審査会(以下「審査会」という)に調査を求めるものとする。</p> <p>【注釈】 市条例にあっては市民一人から調査の請求ができることとなっているため、制度としての均衡上、原案の「100人以上」から「1人から」に改めることとした。また、調査の請求の手段として、政治倫理条例のいわゆる三本建て構成を前提に、議長は市長に關係書類を送付することとした。その他条文の整備を行った。</p>	<p>(市民等の調査請求権) 第6条 議員が次の各号のいずれかに違反する疑いがあるときは、市民にあっては有権者(法第18条に規定する選挙権を有する者をいう。以下同じ。)1人から、議員にあっては会派の異なる3人以上の者の連署をもって、これを証する資料を添付した調査請求書を提出して、議長に調査を請求することができる。</p> <p>(1) 第3条に規定する政治倫理規準 (2) 第4条に規定する請負契約等に関する遵守事項</p> <p>2 議長は、前項の規定による調査の請求があったときは、奈良市政治倫理審査会条例(平成 年奈良市条例第 号。以下「審査会条例」という。)に基づき設置する奈良市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)による調査を求めるとともに、調査請求書(添付資料を含む。)の写しを遅滞なく市長に送付しなければならない。</p>	<p>(市民等の調査請求権) 第6条 市民(議員を除く)は、議員に議員が次の各号のいずれかに違反する疑いがあるときは、市民にあっては有権者(法第18条に規定する選挙権を有する者をいう。以下同じ。)1人から、議員にあっては会派の異なる3人以上の者の連署をもって、これを証する資料を添付した調査請求書を提出して、議長に調査を請求することができる。</p> <p>(1) 第3条に規定する政治倫理規準 (2) 第4条に規定する請負契約等に関する遵守事項</p> <p>【解説】 知見で出された意見により、議員の調査請求権を削除した。有権者の規定は「市長等条例」との整合性、及び他市事例を参考として削除した。</p> <p>2 議長は、前項の規定による調査の請求があったときは、奈良市政治倫理審査会条例(平成 年奈良市条例第 号。以下「審査会条例」という。)に基づき設置する奈良市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)による調査を求めるとともに、調査請求書(添付資料を含む。)の写しを遅滞なく市長に送付しなければならない。</p>	<p>【知見】 調査請求権者と要件について、市民は、一人から、証明する資料をもって調査請求が出来ることを規定すべきである。他方で、議員の調査請求権は規定すべきではないと考える。政治倫理条例の趣旨・性質論からすれば、市民の政治参画のためには、市民が利用しやすい情報公開制度の策定が必要となる。しかし、政治倫理条例は議員の自律と市民の統制を基礎とし、他の議員からの規律・制裁の性質までは有していないので、議員に対し調査請求権を与える必要性はない。また、政争の道具に利用されることも防ぐという観点からは相当性も認められない。</p> <p>【公明党】第6条→条文は、奈良市側条例案との整合性を持たせた内容とする。</p> <p>【共産党】市民は、議員が第2条及び第4条の規定に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する書面を添え、議員3名以上の紹介、又は地方自治法第18条に定める選挙権を有する者の100人以上の連署とともに、文書で議長に調査を請求できる。(——— 部分は削除する)</p> <p>2は正副委員長案で良い。</p> <p>【政翔会】現行政治倫理条例第4条「総数の200分の1以上の者の連署」でよいと考える。(現在の有権者数で1,500人程度) 「市民」の定義を明確化した。</p> <p>【民主党】原案賛成 【政友会】原案賛成 【無所属】第7条市民は、議員が第2条及び第4条の規定に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する書面を添え、地方自治法第18条に定める選挙権を有する者1000人の以上の連署とともに、議長に調査を請求できる。</p> <p>2 議長は、前項の規定による請求を受けたときは、10日以内にその書面の写しを添えて(仮称)請求審査検討委員会を開催し、結果を受けて奈良市政治倫理審査会条例(平成〇年奈良市条例第〇条)に基づき設置する奈良市政治倫理審査会(以下「審査会」という)に調査を求めるとする。(請求人の人数については、別途検討が必要)</p>

素案	取りまとめ改正案 ver. 1	取りまとめ改正案 ver. 2 (知見反映)	各党派・無所属 (松石委員) の意見
<p>(審査会の調査)</p> <p>第8条 審査会は、第7条第2項の規定により調査を求められたときは、当該事実の存否の調査を行い、60日以内に調査結果報告書を議長に提出しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項の規定により調査結果の報告書の提出を受けたときは、10日以内に請求者に文書で回答するとともに、速やかに公表しなければならない。</p> <p>3 審査会は、第1項の調査を行うため、関係者から資料の提出を求め、事情聴取を行うことができる。</p>	<p>全文削除</p> <p>【注釈】 審査会条例事項については策定できないため削除</p> <p>【知見】 政治倫理条例の性質論からは、審査会条例事項については定めることは出来ないと考えられる。しかし、市民の調査請求を実効化させるためにも、政治倫理条例と審査会条例が連携できるように検討することが必要になる。</p>		<p>【公明党】 第7条⇒条文は、原案どおり。</p> <p>【共産党】 第3回奈良市政治倫理条例検討委員会の傍聴報告(2) 議員政治倫理条例の問題点について(検討委員より口頭による指摘) ⑥議会で附属機関である審査会についての規定を論ずることは越権行為である。との指摘を受ければ、第1項、第3項については削除するのが望ましいのでは。</p> <p>【政翔会】 現在、市の検討委員会で検討されている内容と整合性をとるべき</p> <p>【民主党】 原案賛成</p> <p>【政友会】 原案賛成</p> <p>【無所属】 4請求人は必要に応じ審査会に出席して意見を述べなければならない。</p>
<p>(遵守事項の違反行為に対する措置)</p> <p>第9条 議員が第4条に違反している疑いがある場合、議長は、速やかに審査会に調査を依頼しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により調査した結果、第4条の規定に違反しているとの結果が出た場合は、市長は、当該契約を締結してはならない。この場合において、市長は、その旨を公表するものとする。</p>	<p>全文削除</p> <p>【注釈】 原案第9条において、第4条の遵守事項の違反についてのみ特定し、議長が審査会に調査を依頼する等その手続について明記する必要性については疑問がある。また、直接審査会に諮ることは本条例に規定することはできない。第2項については、市長の行為であるため本条例に規定することはできない。以上より、原案第9条は削除することとしたが、専門的知見の活用によるアドバイスにて確認したい。</p> <p>【知見】 議長に審査会に調査を依頼する等の権限を与えることは妥当ではない。</p>		<p>【公明党】 第8条⇒条文は、原案どおり。</p> <p>【共産党】 第3回奈良市政治倫理条例検討委員会の傍聴報告による(2) 議員政治倫理条例の問題点について(検討委員より口頭による指摘) ⑦議長が直接審査会に審査を依頼することはできない。との指摘事項との整理がいる。</p> <p>【政翔会】</p> <p>【民主党】 原案賛成</p> <p>【政友会】 原案賛成</p> <p>【無所属】</p> <p>【知見】 逮捕後の説明会の規定について、取りまとめ案では起訴後の説明会からの規定があるため、「逮捕後の説明会」の規定も設けるべきではないか。この場合、在宅での捜査にならなければ身体拘束を当該議員が受ける可能性もあるため、説明会の開催は義務ではなく「求めることができる」と規定することが妥当ではないか。</p>
<p>(贈収賄罪による起訴後の説明会)</p> <p>第10条 議員が刑法第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪により起訴され、なおその職にとどまろうとするときは、議長は、当該議員の請求により、市民に対する説明会を開催し、当該議員に出席、釈明させるものとする。</p> <p>2 前項の説明会開催請求は、起訴された日から50日以内にしなければならない。</p> <p>【注釈】 原案第10条を条文的に整備して第8条とした。 第1項を整備し、説明会の開催及び議員の出席、説明義務については第2項で規定した。第3項においては、説明会が開催されない場合の市民又は議員による開催請求手続について規定し、説明会の開催請求を求める期日を規定した原案第2項については、条文を整備し、第4項とした。第5項では、説明会の開催請求があったときの議長及び議員の義務について、第6項においては、市民の質問権について、それぞれ規定した。</p>	<p>(職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会)</p> <p>第7条 議員が刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの各条及び第198条に規定する贈収賄罪並びに公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)に規定する犯罪その他職務に関連する犯罪(以下これらを「職務関連犯罪」という。)により起訴された後、引き続きその職にとどまろうとするときは、当該議員は、逮捕され、又は勾留されている場合を除き、その理由を市民に説明する会(以下「説明会」という。)の開催を議長に求めなければならない。</p> <p>【知見】 第1項については、起訴後(捜査終了)なので、「勾留されている場合を除き」に限定され、「逮捕」は削除となる。あるいは再逮捕等の場合も考えれば「身体を拘束されている場合を除き」にすることも考えられる。</p> <p>2 議長は、前項の規定による開催の請求があったときは、説明会を開催しなければならない。この場合において、当該議員は、説明会に出席し、説明をしなければならない。</p>	<p>(職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会)</p> <p>第7条 議員が刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの各条及び第198条に規定する贈収賄罪並びに公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)に規定する犯罪その他職務に関連する犯罪(以下これらを「職務関連犯罪」という。)により起訴された後、引き続きその職にとどまろうとするときは、当該議員は、逮捕され、又は勾留されている場合を除き、身柄を拘束されている場合を除き、その理由を市民に説明する会(以下「説明会」という。)の開催を議長に求めなければならない。</p> <p>【解説】 知見では「逮捕後の説明会」の規定を「できる」として設けることが妥当ではないかとのことであり、義務としての意見では無かったこと、及び実施される可能性が極めて低いと推察されるので記述しなかった。</p> <p>2 議長は、前項の規定による開催の請求があったときは、説明会を開催しなければならない。この場合において、当該議員は、説明会に出席し、説明をしなければならない。</p> <p>【知見】 第2項は問題はない。</p>	<p>【公明党】 (起訴後の説明会)</p> <p>第9条 議員が刑法第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪及び公職にある者等のおっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)に定めるその他刑事犯の容疑により起訴され、なおその職にとどまろうとするときは、議長は、当該議員に出席、釈明させるものとする。⇒第1項については、一部修正。太字下線部のとおり、奈良市側条例案第13条第1項の条文を追加し、条項名も変更しております。第2項は、原案どおり。</p> <p>【共産党】 正副委員長案で良い。</p> <p>【政翔会】 現実的に、公判段階にある議員に出席・釈明の場を求めることは、公判自体にも影響を及ぼしかねない問題であり、説明会に出席することが法的に可能なのか、慎重に検討する必要がある。</p> <p>【民主党】 原案賛成</p> <p>【政友会】 原案賛成</p> <p>【無所属】 (贈収賄罪による起訴後の説明会)</p> <p>第10条 議員が刑法第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪により起訴され、判決確定後なおその職にとどまろうとするときは、議長は、当該議員の請求により、市民に対する説明会を開催し、当該議員に出席、釈明させるものとする。(裁判中の取り扱い)は、「疑わしくは被告人の有利に」との観点から、結審・判決確定後すべきではないか?)</p>

素案	取りまとめ改正案 ver. 1	取りまとめ改正案 ver. 2 (知見反映)	各党派・無所属 (松石委員) の意見
<p data-bbox="142 1171 626 1283">【注釈】 市条例との均衡上、第一審有罪判決後の説明会について新たに規定することとした。</p> <p data-bbox="142 1545 626 1759">【注釈】 本条は、有罪確定後について、議員が法的に失職する場合を除き辞職の手続をしない場合に、本条例を制定する意義から判断し、議会が、当該議員の「辞職」について必要な措置をとるべきとして、その手続を規定することとした。</p>	<p data-bbox="676 201 1210 411">3 前項の規定による説明会が開催されないときは、市民にあっては有権者地方自治法第18条に規定する選挙権を有する者の100人以上、議員にあっては会派の異なる3人以上の者の連署をもって、議長に説明会の開催を請求することができる。</p> <p data-bbox="676 638 1210 737">4 前項の規定による請求は、当該議員が起訴された日の翌日から起算して50日以内に行わなければならない。</p> <p data-bbox="676 747 1210 884">5 議長は、第3項の規定による開催の請求があったときは、説明会を開催しなければならない。この場合において、当該議員は、説明会に出席し、説明をしなければならない。</p> <p data-bbox="676 894 1210 957">6 市民は、説明会において、当該議員が行った説明に関し当該議員に質問することができる。</p> <p data-bbox="676 1073 1210 1104">(職務関連犯罪による第一審有罪判決後の説明会)</p> <p data-bbox="676 1115 1210 1398">第8条 前条の規定は、議員が職務関連犯罪により有罪とする第一審判決の宣告を受けた場合において、その職にとどまろうとするときに準用する。この場合において、同条第4項中「起訴された日の翌日から起算して50日以内」とあるのは、「判決の宣告を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から20日以内」と読み替えるものとする。</p> <p data-bbox="676 1472 1210 1503">(職務関連犯罪による有罪確定後の措置)</p> <p data-bbox="676 1514 1210 1692">第9条 議員は、職務関連犯罪により有罪とする判決の宣告を受け、その判決が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項及び法第127条第1項の規定により失職する場合を除き、辞職手続を執るものとする。</p> <p data-bbox="676 1703 1210 1797">2 議会は、前項の規定による辞職手続を執らない議員に対し、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、辞職を勧告するものとする。</p>	<p data-bbox="1240 201 1774 411">3 前項の規定による説明会が開催されないときは、市民にあっては市民は、有権者(法第18条に規定する選挙権を有する者をいう。)100人以上、議員にあっては会派の異なる3人以上の者の連署をもって、議長に説明会の開催を請求することができる。</p> <p data-bbox="1240 453 1774 558">【解説】 議員の調査請求権を削除した。選挙で選ばれた議員の犯罪行為に対する説明会開催要求なので「市民」を「有権者」とした。</p> <p data-bbox="1240 638 1774 737">4 前項の規定による請求は、当該議員が起訴された日の翌日から起算して50日以内に行わなければならない。</p> <p data-bbox="1240 747 1774 884">5 議長は、第3項の規定による開催の請求があったときは、説明会を開催しなければならない。この場合において、当該議員は、説明会に出席し、説明をしなければならない。</p> <p data-bbox="1240 894 1774 957">6 市民は、説明会において、当該議員が行った説明に関し当該議員に質問することができる。</p> <p data-bbox="1240 1073 1774 1104">(職務関連犯罪による第一審有罪判決後の説明会)</p> <p data-bbox="1240 1115 1774 1398">第8条 前条の規定は、議員が職務関連犯罪により有罪とする第一審判決の宣告を受けた場合において、その職にとどまろうとするときに準用する。この場合において、同条第4項中「起訴された日の翌日から起算して50日以内」とあるのは、「判決の宣告を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から20日以内」と読み替えるものとする。</p> <p data-bbox="1240 1514 1774 1545">(職務関連犯罪による有罪確定後の措置)</p> <p data-bbox="1240 1556 1774 1734">第9条 議員は、職務関連犯罪により有罪とする判決の宣告を受け、その判決が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項及び法第127条第1項の規定により失職する場合を除き、辞職手続を執るものとする。</p> <p data-bbox="1240 1745 1774 1839">2 議会は、前項の規定による辞職手続を執らない議員に対し、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、辞職を勧告するものとする。</p>	<p data-bbox="1813 254 2807 432">【知見】 第3項について、市民は100名以上の連署でよいが、議員に説明会開催請求権を認める必要はないといえる。政治倫理条例は、職務関連犯罪に対し、他の議員が当該議員の責任を追及する制度ではないからである。説明会の開催について市民の連署を求める趣旨は、当該議員に政治的なダメージを与える可能性もあるため、政争の具に利用されることを防ぐためである。</p> <p data-bbox="1813 1115 2169 1146">【知見】 特に問題はない。</p>

素案	取りまとめ改正案 ver. 1	取りまとめ改正案 ver. 2 (知見反映)	各党派・無所属 (松石委員) の意見
<p>(資産報告書の提出) 第11条 審査会は、事案の解明のため必要があるときは、資産報告書の提出を求めることができる。 2 審査会は、前項による資産報告書の提出があったときは、これを市民に公開する。</p>	<p>全文削除</p> <p>【注釈】 審査会の行為に係る内容であり、本条例に規定することができないため削除した。</p>		<p>【公明党】第10条⇒条文は、原案どおり。 【共産党】第3回奈良市政治倫理条例検討委員会の傍聴報告(2) 議員政治倫理条例の問題点について(検討委員より口頭による指摘) ⑥議会で附属機関である審査会についての規定を論ずることは越権行為である。との指摘を受ければ、第11条全体を削除するのが望ましいのでは。 【政翔会】 【民主党】原案賛成 【政友会】原案賛成 【無所属】第11条 審査会は、事案の解明のため必要があるときは、資産報告書の提出を求めることができる。 2 審査会は、前項による資産報告書の提出があったときは、法律に別段の定めがある場合を除きこれを市民に公開する。 (個人情報の保護)</p>
<p>(議員の協力義務等) 第12条 議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、または会議に出席し意見を述べなければならない。 2 審査会は、必要があると認めるときは、公務所及び公私の団体等に照会して実態を明らかにするものとする。 3 審査会は、議員が虚偽の報告をしたとき、または調査に協力しなかったときは、その旨を公表するものとする。</p>	<p>(議員の協力義務等) 第10条 議員は、審査会条例第 条第 項の規定による求めがあったときは、必要な資料を提出しなければならない。 2 議員は、審査会条例第 条第 項の規定による求めがあったときは、審査会に出席し、意見を述べ、又は説明をしなければならない。 3 議長は、審査会条例第 条第 項の規定により市長から議員が審査会の求めに応じなかった旨の通知があったときは、その内容を速やかに公表しなければならない。</p>	<p>(議員の協力義務等) 第10条 議員は、審査会条例第 条第 項の規定による求めがあったときは、必要な資料を提出しなければならない。 2 議員は、審査会条例第 条第 項の規定による求めがあったときは、審査会に出席し、意見を述べ、又は説明をしなければならない。 3 議長は、審査会条例第 条第 項の規定により市長から議員が審査会の求めに応じなかった旨の通知があったときは、その内容を速やかに公表しなければならない。</p>	<p>【公明党】第11条⇒条文は、原案どおり。 【共産党】第1項のみでよい。第3回奈良市政治倫理条例検討委員会の傍聴報告(2) 議員政治倫理条例の問題点について(検討委員より口頭による指摘) により。 【政翔会】 【民主党】原案賛成 【政友会】原案賛成 【無所属】第12条 議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、または会議に出席し意見を述べなければならない。 2 審査会は、法律に別段の定めがある場合を除き、公務所及び公私の団体等に照会して実態を明らかにするものとする。 3 審査会は、議員が虚偽の報告をしたとき、または調査に協力しなかったときは、その旨を公表するものとする。(3項 憲法の代38条規定との整合性と名誉回復の方法も検討すべき)</p>
<p>(調査結果等の公表) 第13条 条例第6条2項、第8条2項、第9条2項、第11条2項、第12条3項の公表は、次に掲げる方法により行う。 (1) 市の広報紙又は議会の広報紙に掲載する方法 (2) その他議長が適当と認める方法</p>	<p>(調査報告書の公表等) 第11条 議長は、審査会条例第 条第 項の規定により市長から調査報告書の写しの送付を受けたときは、その要旨を速やかに公表するとともに、その内容を前条第1項の規定による請求をした市民又は議員の代表者に通知しなければならない。 2 議長は、前項の調査報告書の写しを、市長から送付を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。 3 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている調査報告書の写しの閲覧を請求することができる。</p>	<p>(調査報告書の公表等) 第11条 議長は、審査会条例第 条第 項の規定により市長から調査報告書の写しの送付を受けたときは、その要旨を速やかに公表するとともに、その内容を前条第1項の規定による請求をした市民又は議員の代表者に通知しなければならない。 2 議長は、前項の調査報告書の写しを、市長から送付を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。 3 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている調査報告書の写しの閲覧を請求することができる。</p>	<p>【公明党】第12条 条例第7条2項、第8条2項、第9条2項、第10条2項の公表は、次に掲げる方法により行う⇒第1項について、一部修正。他は、原案どおり。 【共産党】正副委員長案で良い。 【政翔会】 【民主党】原案賛成 【政友会】原案賛成 【無所属】第13条 条例第6条2項、第8条2項、第9条2項、第12条3項の公表は、次に掲げる方法により行う。 (1) 市の広報紙又は議会の広報紙に掲載する (2) その他議長が適当と認める手段</p>

【知見】 審査会制度の実効化のためにも、資料提出義務・説明義務は必要であり、その違反は公表されることも、政治倫理条例の趣旨に反するものではない。
・審査会条例案第7条の調査権限を実効化するためにも、議員の資料提出・審査会会議への出席・意見表明・説明等の協力義務は必要になる。協力義務違反に対する議長の公表についても、市民への情報公開を実効化するために必要な規定となる。審査会の調査権には強制力はなく、基本的には対象議員や関係人の協力をまつことになるが、調査非協力に対する公表を制度化することでそれなりの実効性を持たせることが出来る。なお、審査会の調査によって、対象の議員に不利な影響を与えるおそれもあり得ることから、①書面審査、②照会、③必要な資料の提出、④審査会での本人からの事情聴取など段階を追った調査の手順を調査会の内規で定めておくべきである。

【注釈】 第2項及び第3項は審査会の行為に係る内容であり本条例に規定することができないため削除し、第1項のみ残した。
議員の協力義務を定めるものとして、必要な資料の提出、審査会の会議への出席、意見表明、説明などの義務づけについて規定した。また、第4項において、議長は、議員が審査会の求めに応じなかった場合は、その内容を公表しなければならないと規定した。審査会とのやりとりは専門的知見の活用によるアドバイスを求めたい。

【注釈】 原案第13条の調査結果等の公表の手段に係る規定については、公表は実態としてしみんだより、議会だより、ホームページ等でケースに応じて効果的に行うものであり、特段条例で規定することにはなじまないものとして全文変更することとした。

【注釈】 第2項で調査報告書の写しの保存年数について、第3項で市民の調査報告書の写しの閲覧権について、それぞれ規定した。

素案	取りまとめ改正案 ver. 1	取りまとめ改正案 ver. 2 (知見反映)	各党派・無所属 (松石委員) の意見
<p>(委任) 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付則 この条例は平成 年 月 日から施行する。</p> <p>(経過規定) 1 この条例の施行の際、現に議員である者の第5条の規定の適用については、同条第3項中「議員の任期開始の日」とあるのは「この条例の施行の日」とする。 2 この条例の施行の際、既に工事等の契約を締結しているものについては、この条例は、適用しない。</p> <p>【注釈】 工事等の契約については適法な手続を経て締結されたところであり、契約の安定的遂行の観点から本条例が施行されたことによって、それ自体が左右されるものではない。</p> <p>【注釈】 起訴後又は第一審有罪判決後の説明会の開催については、条例施行日以後の事象から適用することとした。</p> <p>【注釈】 請負契約等の遵守事項に係る辞退届及び宣誓書の提出に係る本文中の「任期開始の日」からとする規定については条例の施行の日から読み替えて適用することとした。</p> <p>【注釈】 条例の施行後4年までの間に、条例の施行以後の状況を勘案して、必要があると認めるときは、見直しを行う規定を置くこととした。。</p>	<p>(委任) 第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。</p> <p>附則 (施行期日) 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。 (適用区分) 2 第6条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた議員の行為について適用する。</p> <p>【注釈】 市民の調査請求権については、条例施行日以後の議員の行為について適用することとした。</p> <p>3 第7条から第9条までの規定は、施行日以後に起訴され、又は有罪とする第一審判決の宣告を受けた議員について適用する。</p> <p>(経過措置) 4 この条例の施行の際現に議員である者の第4条及び第5条の規定の適用については、第4条第3項及び第5条第1項中「任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。</p> <p>(検討) 5 議長は、この条例による改正後の奈良市議会議員の政治倫理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の施行後4年を経過するまでの間に、改正後の条例の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>(委任) 第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。</p> <p>附則 (施行期日) 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。 (適用区分) 2 第6条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた議員の行為について適用する。</p> <p>3 第7条から第9条までの規定は、施行日以後に起訴され、又は有罪とする第一審判決の宣告を受けた議員について適用する。</p> <p>(経過措置) 4 この条例の施行の際現に議員である者の第4条及び第5条の規定の適用については、第4条第3項及び第4項並びに第5条第1項中「任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。</p> <p>(検討) 5 議長は、この条例による改正後の奈良市議会議員の政治倫理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の施行後4年を経過するまでの間に、改正後の条例の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>【公明党】 第13条 ⇒条文は、原案どおり 【共産党】 正副委員長案で良い。 【政翔会】 【民主党】 原案賛成 【政友会】 原案賛成 【無所属】</p> <p>【解説】 第4条に1項追加したので条文整理した。</p>